**配置技術者・現場代理人届出書（新規・変更）**工事用

**令和　　年　　月　　日**

**富士吉田市長　様**　　　　　　　　　　　（共同企業体の場合は共同企業体名）

**所在地**

**商号又は名称**

**代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　印**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **工事番号** |  | **工事名** |  |

　上記工事の配置技術者及び現場代理人について、関係法令等を遵守し次のとおり届出します。

　この届出書および添付資料の記載内容はすべて事実と相違ないこと、下記技術者及び現場代理人は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること、経営業務の管理責任者又は営業所技術者等を配置する場合は、配置可能な要件をすべて満たしていることを誓約します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **項　　目** | | **配置技術者の資格・工事実績等** | | |
| **区　　分　※１** | | 現場代理人　　・　　主任技術者　　・　　監理技術者 | | |
| **本工事における現場代理人と**  **技術者の兼任　※２** | | 兼任する　　・　　兼任しない | | |
| **氏　　名** | |  | | |
| **生年月日** | | 年　　　月　　　日 | | |
| **最終学歴** | | 年　　月 | | |
| **職　　歴** | | 職　歴 | 所属勤務先 | |
| 年　月～　　　年　月 |  | |
| 年　月～　　　年　月 |  | |
| 年　月～　　　年　月 |  | |
| **監理技術者資格者証番号　※３** | |  | 取得年月日 | 年　　月　　日 |
| **監理技術者講習修了証番号※３** | |  | 修了年月日 | 年　　月　　日 |
| **その他の資格　　※４** | |  | 取得年月日 | 年　　月　　日 |
| **配置技術者の請負実績　※５** | **実績工事名** |  | | |
| **発注機関** |  | | |
| **施工場所** |  | | |
| **契約金額** |  | | |
| **工　　期** | ～ | | |
| **従事役職名** | 現場代理人　　　　主任技術者　　　　　監理技術者 | | |
| **工法・構造** |  | | |
| **規　　模** |  | | |
| **契約時における他工事の従事状況　※６** | **公共工事等従事状況①**  **（国・県・市町村・民間発注）** | 工 事 名 |  | |
| 発注機関 |  | |
| 契約金額 |  | |
| 工　　期 |  | |
| 従事役職名 | Ａ　現場代理人　Ｂ　主任技術者　Ｃ　ＡとＢ兼務 | |
| **公共工事等従事状況②**  **（国・県・市町村・民間発注）** | 工 事 名 |  | |
| 発注機関 |  | |
| 契約金額 |  | |
| 工　　期 |  | |
| 従事役職名 | Ａ　現場代理人　Ｂ　主任技術者　Ｃ　ＡとＢ兼務 | |

**「変更の届出」の場合は変更理由を記入してください。**

|  |
| --- |
|  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※欄の説明及び添付書類について裏面をご確認ください。

■この届書は、富士吉田市建設工事の執行等に関する規則第10条に基づき、契約締結の際に提出していただくものです。また、契約締結後、変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしてください。

※１　この届書は、本工事において配置する技術者ごとに作成しますので、「区分」の該当する箇所に○を付してください。

　※２　「本工事における現場代理人と技術者の兼任」は、同一の請負契約に限り、現場代理人と主任技術者又は監理技術者の兼務は可能です。

　※３　監理技術者としての届出の場合は必ず記入してください。（それ以外の届出の場合でも監理技術者としての資格がある場合は記入すること）

※４　本工事において、必要な法令等による資格を記入してください。資格をお持ちでない場合は、本工事の契約時における実務経験年数（年数月数）を記入してください。

※５　「配置技術者の請負実績」は本工事と同種工事について実績があれば記入してください。

　　但し、元請として請け負い、完成、引き渡し済みの工事とします。また従事役職名については、該当するものに○を付してください。

※６　「契約時における他工事の従事状況」の「他工事」とは国・県・市町村・民間が発注する公共性のある施設又は多数の者が利用する施設等に関する重要な工事のことです。

　　◎主任技術者は工事１件の請負金額が4,500万円（建築一式工事においては9,000万円）以上の場合は、原則として工事現場に専任で配置しなければなりません。（建設業法第26条第1項）

　　◎元請は、下請契約が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上の工事を施工する場合は、主任技術者にかえて監理技術者を置かなければなりません。（建設業法第26条第2項）

　　◎一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、２件までとします。

◎現場代理人は常駐を要することから、特別な場合を除いて他の工事と重複して現場代理人となることはできません。

　　◎その他、技術者等に関することについて、本市のホームページに掲載の「技術者等の配置について」をご確認ください。

【添付書類】必ず次の書類を添付してください。

* 配置技術者の実績に係る契約書の写し
* 配置技術者の資格を証する書類の写し
* 配置技術者の雇用関係を証する書類の写し